

栃木県業務委託共通仕様書
(設計業務共通仕様書 第2編河川編)

令和2 (2020) 年版

新旧対照表

栃木県県土整備部

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	2				環境影響評価	本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。	2	1	2				環境影響評価	本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第4号）、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成27年6月1日国土交通省令第43号）（以下この節において「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。
2	1	2	2102			環境影響評価の区分	環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 (1) 方法書（案）の作成 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3) 調査 (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5) 準備書（案）の作成 (6) 評価書（案）の作成 (7) 評価書の補正等	2	1	2	2102			環境影響評価の区分	環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 (1) 計画段階配慮書（案）の作成 (2) 方法書（案）の作成 (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4) 調査 (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6) 準備書（案）の作成 (7) 評価書（案）の作成 (8) 評価書の補正等
							新規追加	2	1	2	2103	1		業務目的	本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	1	2	2103	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
						新規追加	2	1	2	2103	2	(2)	対象事業内容（事業特性）の把握	受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。
						新規追加	2	1	2	2103	2	(3)	現地踏査	受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。
						新規追加	2	1	2	2103	2	(4)	対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握	受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。
						新規追加	2	1	2	2103	2	(5)	計画段階配慮事項の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。
						新規追加	2	1	2	2103	2	(6)	調査、予測及び評価の手法の選定	受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。
						新規追加	2	1	2	2103	2	(7)	配慮書（案）の作成	受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加	2	1	2	2103	2	(8)	位置等に関する複数案の設定	受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数案を適切に設定するものとする。
							新規追加	2	1	2	2103	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
							新規追加	2	1	2	2103	2	(10)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
2	1	2	2103	1		業務目的	本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。	2	1	2	2104	1		業務目的	本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。
2	1	2	2103	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2104	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	1	2	2103	2	(2)	対象事業内容（事業特性）の把握	受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。	2	1	2	2104	2	(2)	対象事業内容（事業特性）の把握	受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。
2	1	2	2103	2	(4)	対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握	受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。	2	1	2	2104	2	(4)	対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握	受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	2	2103	2	(5)	環境影響評価の項目の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 六 条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。	2	1	2	2104	2	(5)	環境影響評価の項目の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 二十一 条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。
2	1	2	2103	2	(6)	調査、予測及び評価の手法の選定	受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第 七～十二 条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。	2	1	2	2104	2	(6)	調査、予測及び評価の手法の選定	受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第 二十二～二十七 条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。
2	1	2	2103	2	(7)	方法書（案）の作成	受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第 二 条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。	2	1	2	2104	2	(7)	方法書（案）の作成	受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第 十七 条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。
2	1	2	2103	2	(8)	環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定	受注者は、技術指針省令第 三 条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。	2	1	2	2104	2	(8)	環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定	受注者は、技術指針省令第 十八 条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。
							新規追加	2	1	2	2104	2	(9)	照査	受注者は、 第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	2	2104	1		業務目的	本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第 五 条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。	2	1	2	2105	1		業務目的	本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第 二十 条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。
2	1	2	2104	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2105	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督 職 員に提出するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	2	2104	2	(2)	事業特性の把握	受注者は、技術指針省令第 五 条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	2	1	2	2105	2	(2)	事業特性の把握	受注者は、技術指針省令第 二十 条第1項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。
2	1	2	2104	2	(3)	地域特性の把握	受注者は、技術指針省令第 五 条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。	2	1	2	2105	2	(3)	地域特性の把握	受注者は、技術指針省令第 二十 条第1項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。
2	1	2	2104	2	(4)	環境影響評価の項目の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 六 条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。	2	1	2	2105	2	(4)	環境影響評価の項目の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 二十一 条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。
2	1	2	2104	2	(5)	調査、予測及び評価の手法の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第 七 ～ 十二 条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。	2	1	2	2105	2	(5)	調査、予測及び評価の手法の選定	受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第 二十二 ～ 二十七 条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。
						新規追加		2	1	2	2105	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	2	2105	1		業務目的	本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 九 条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。	2	1	2	2106	1		業務目的	本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 二十四 条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。
2	1	2	2105	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2106	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督 職 員に提出するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加	2	1	2	2106	2	(4)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	2	2106	1		業務目的	本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 十 条、 十一 条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第 十三 条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。	2	1	2	2107	1		業務目的	本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第 二十五 条、 二十六 条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第 二十八 条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。
2	1	2	2106	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2107	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	1	2	2106	2	(2)	予測	1) 受注者は、技術指針省令第 十 条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。 2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。	2	1	2	2107	2	(2)	予測	1) 受注者は、技術指針省令第 二十五 条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。 2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。
2	1	2	2106	2	(3)	環境保全措置の検討	受注者は、技術指針省令第 十四 ～ 十六 条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。	2	1	2	2107	2	(3)	環境保全措置の検討	受注者は、技術指針省令第 二十九 ～ 第三十一 条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。
2	1	2	2106	2	(4)	事後調査の検討	受注者は、技術指針省令第 十七 条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。	2	1	2	2107	2	(4)	事後調査の検討	受注者は、技術指針省令第 第三十二 条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。
2	1	2	2106	2	(5)	評価	受注者は、技術指針省令第 十一 条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。	2	1	2	2107	2	(5)	評価	受注者は、技術指針省令第 二十六 条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	2	2106	2	(6)	総合評価	受注者は、技術指針省令第十八條第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。	2	1	2	2107	2	(6)	総合評価	受注者は、技術指針省令第三十三條第6項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。
							新規追加	2	1	2	2107	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	2	2107	1		業務目的	本業務は、技術指針省令第十八條に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。	2	1	2	2108	1		業務目的	本業務は、技術指針省令第三十三條に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。
2	1	2	2107	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2108	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	1	2	2107	2	(2)	準備書(案)の作成	受注者は、技術指針省令第十八條の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。	2	1	2	2108	2	(2)	準備書(案)の作成	受注者は、技術指針省令第三十三條の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。
							新規追加	2	1	2	2108	2	(5)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	2	2108	1		業務目的	本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第十九條に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。	2	1	2	2109	1		業務目的	本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四條に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書(案)を作成することを目的とする。
2	1	2	2108	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2109	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	2	2108	2	(2)	評価書（案）の作成	受注者は、技術指針省令第十九条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。	2	1	2	2109	2	(2)	評価書（案）の作成	受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。
							新規追加	2	1	2	2109	2	(4)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	2	2109	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	2	2110	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
							新規追加	2	1	2	2110	2	(4)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3				河川水辺環境調査	本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）に準拠して、実施するものとする。	2	1	3				河川水辺環境調査	本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リパーフロンテ整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。
2	1	3	2111	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	3	2112	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	1	3	2111	2	(2)	事前調査	受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。	2	1	3	2112	2	(2)	事前調査	受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	3	2111	2	(3)	現地調査計画策定	受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。	2	1	3	2112	2	(3)	現地調査計画策定	受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。
2	1	3	2111	2	(5)	1) 考察・評価	受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。	2	1	3	2112	2	(5)	1) 考察・評価	受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。
2	1	3	2111	2	(5)	2) データの入力	受注者は、「河川水辺の国勢調査（河川版）基本調査編ーデータ入出力システムー（財）リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。	2	1	3	2112	2	(5)	2) データの入力	受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（Ver3.90）（リバーフロント整備センター・平成27年度版）」に基づき調査データの入力を行う。
							新規追加	2	1	3	2112	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2112	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。	2	1	3	2113	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。
2	1	3	2112	2	(5)	室内分析	受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査マニュアル」にもとづき標本作製するものとする。	2	1	3	2113	2	(5)	室内分析	受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」にもとづき標本作製するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	3	2112	2	(6)		調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項（5）に準ずるものとする。	2	1	3	2113	2	(6)		調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2112条魚類調査第2項（5）に準ずるものとする。
							新規追加	2	1	3	2113	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2113	2	(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2111条魚類調査に準ずるものとする。	2	1	3	2114	2	(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類調査に準ずるものとする。
							新規追加	2	1	3	2114	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2114	2	(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2111条魚類調査に準ずるものとする。	2	1	3	2115	2	(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類調査に準ずるものとする。
							新規追加	2	1	3	2115	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2115	2	(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2111条魚類調査に準ずるものとする。	2	1	3	2116	2	(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査、（5）調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類調査に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	1	3	2116	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2116	2	(1)	計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。	2	1	3	2117	2	(1)	計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 なお、（2）事前調査、（3）現地調査計画策定、（4）現地調査については、第2112条魚類調査に準ずるものとする。	
2	1	3	2116	2	(5)	室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査マニュアル」にもとづき標本を作製するものとする。	2	1	3	2117	2	(5)	室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」にもとづき標本を作製するものとする。	
2	1	3	2116	2	(6)	調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項（5）に準ずるものとする。	2	1	3	2117	2	(6)	調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2112条魚類調査第2項（5）に準ずるものとする。	
						新規追加	2	1	3	2117	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2117	2	(1)	計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	3	2118	2	(1)	計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	
						新規追加	2	1	3	2118	2	(5)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2118	2	(1)	計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	3	2119	2	(1)	計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	1	3	2118	2	(2)	河川空間利用実態調査	受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。	2	1	3	2119	2	(2)	河川空間利用実態調査	受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省平成16年3月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。
							新規追加	2	1	3	2119	2	(5)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	3	2119	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	1	3	2120	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	1	3	2119	2	(2)	資料調査	受注者は、設計図書および「河川水辺の国勢調査総括資料作成調査の手引き（案）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。	2	1	3	2120	2	(2)	資料調査	受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。
							新規追加	2	1	3	2120	2	(4)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	1	4	2120	1		環境影響評価	受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1116条成果品の提出に従い、納品するものとする。なお、提出部数については特記仕様書によるものとする。	2	1	4	2121	1		環境影響評価	受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。なお、提出部数については特記仕様書によるものとする。
2	2	2	2202	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	2	2202	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	2	2202	2	(6)	点検整理	受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。	2	2	2	2202	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	3	2204	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	3	2204	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	3	2204	2	(2)	資料収集整理	受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。	2	2	3	2204	2	(2)	資料収集・整理	受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。
2	2	3	2204	2	(3)	統計解析	受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水理水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。	2	2	3	2204	2	(3)	統計解析	受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い（ただし欠損観測所を除く）、データ登録を行うものとする。また、河川の水理水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより計画規模に対する確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。
2	2	3	2204	2	(5)	対象降雨の作成	受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。	2	2	3	2204	2	(5)	対象降雨の作成	受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。
						新規追加		2	2	3	2204	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	3	2205	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	3	2205	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	3	2205	2	(2)	資料収集整理		2	2	3	2205	2	(2)	資料収集・整理	
2	2	3	2205	2	(2)	2) 雨量資料の収集・整理	受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。 なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。	2	2	3	2205	2	(2)	2) 雨量資料の収集・整理	受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集・整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量データ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、データ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。 なお、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。
2	2	3	2205	2	(5)	対象降雨の作成	受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。	2	2	3	2205	2	(5)	対象降雨の作成	受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨の波形を作成するものとする。
							新規追加	2	2	3	2205	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	4	2207	1		業務目的	本業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。	2	2	4	2207	1		業務目的	業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。
2	2	4	2207	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	4	2207	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	4	2207	2	(3)	1) 行程計画及びとりまとめ	受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。	2	2	4	2207	2	(3)	1) 行程計画	受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。
							新規追加	2	2	4	2207	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	4	2208	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	4	2208	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
							新規追加	2	2	4	2208	2	(6)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	4	2209	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	4	2209	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
							新規追加	2	2	4	2209	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	4	2210	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	4	2210	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
							新規追加	2	2	4	2210	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	5	2211	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	5	2211	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	5	2211	2	(3)	1) 行程計画及びとりまとめ	受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。	2	2	5	2211	2	(3)	1) 行程計画	受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）												
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文		
2	2	5	2211	2	(4)	資料収集整理			2	2	5	2211	2	(4)	資料収集・整理			
2	2	5	2211	2	(4)	1) 雨量資料収集整理	受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。		2	2	5	2211	2	(4)	1) 雨量資料収集・整理	受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）および月別蒸発量（又は気温）を収集・整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。		
							新規追加		2	2	5	2211	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。		
2	2	6	2212	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。		2	2	6	2212	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。		
2	2	6	2212	2	(4)	資料収集整理	受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。 なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。		2	2	6	2212	2	(4)	資料収集・整理	受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理するものとする。 なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。		
2	2	6	2212	2	(5)	6) 現況流下能力の把握	受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。		2	2	6	2212	2	(5)	6) 現況流下能力の把握	受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。		

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	6	2212	2	(5)	7)	現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。	2	2	6	2212	2	(5)	7)	現況河道の課題の整理 受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。
							新規追加	2	2	6	2212	2	(12)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	6	2213	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	6	2213	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	6	2213	2	(2)	資料収集整理		2	2	6	2213	2	(2)	資料収集・整理	
2	2	6	2213	2	(2)	2) 資料収集整理	受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。 なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。							2) 資料収集・整理	受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。 なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。
2	2	6	2213	2	(4)	現況河道解析	受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目を行い、現況河道解析を行うものとする。	2	2	6	2213	2	(4)	河川特性の把握	受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目を行い、河川特性を把握するものとする。
							新規追加	2	2	6	2213	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	7	2214	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	7	2214	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	7	2214	2	(3)	1) 水文調査	受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。	2	2	7	2214	2	(3)	1) 水文資料の収集・整理	受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、発注者と協議の上、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。
							新規追加	2	2	7	2214	2	(14)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	8	2215	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	8	2215	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	8	2215	2	(3)	資料収集整理		2	2	8	2215	2	(3)	資料収集・整理	
2	2	8	2215	2	(3)	2) 雨量資料	受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集整理するものとする。	2	2	8	2215	2	(3)	2) 雨量資料	受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集・整理するものとする。
2	2	8	2215	2	(4)	1) 資料収集整理	受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。	2	2	8	2215	2	(4)	1) 資料収集・整理	受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。
2	2	8	2215	2	(5)	4) 計算プログラム作成	受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水プログラムを作成するものとする。	2	2	8	2215	2	(5)	4) 計算モデル作成	受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水モデルを作成するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	8	2215	2	(6)	1) データ登録	受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。 なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて登録するものとする。	2	2	8	2215	2	(6)	1) データ登録	受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。 なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程の再現に必要な情報についても合わせて登録するものとする。
							新規追加	2	2	8	2215	2	(8)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	9	2216	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	9	2216	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	9	2216	2	(3)	資料収集整理		2	2	9	2216	2	(3)	資料収集・整理	
							新規追加	2	2	9	2216	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	9	2217	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	9	2217	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	9	2217	2	(3)	資料収集整理	受注者は、資料収集整理について、第2216条正常流量検討（大規模河川）第2項（3）に準ずるものとする。	2	2	9	2217	2	(3)	資料収集・整理	受注者は、資料収集・整理について、第2216条正常流量検討（大規模河川）第2項（3）に準ずるものとする。
2	2	9	2217	2	(6)	5) その他政令5項目からの必要流量	受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。	2	2	9	2217	2	(6)	5) その他政令5項目からの必要流量	受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。
							新規追加	2	2	9	2217	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	2	10	2218	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	10	2218	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	10	2218	2	(3)	資料収集整理		2	2	10	2218	2	(3)	資料収集・整理	
2	2	10	2218	2	(3)	2) 資料収集整理	受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。	2	2	10	2218	2	(3)	2) 資料収集・整理	受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、LP地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。
2	2	10	2218	2	(5)	1) 現況河道断面特性の把握	受注者は、定期横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。	2	2	10	2218	2	(5)	1) 現況河道断面特性の把握	受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。
							新規追加	2	2	10	2218	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	11	2219	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	11	2219	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	11	2219	2	(3)	文献調査	受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献（気象、地形・地質、林相等）、流域の社会条件に関する文献（人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等）およびその他業務に必要な文献の収集整理を行うものとする。	2	2	11	2219	2	(3)	文献調査	受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献（気象、地形・地質、林相等）、流域の社会条件に関する文献（人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等）およびその他業務に必要な文献の収集・整理を行うものとする。
2	2	11	2219	2	(5)	1) 水理・水文資料収集整理	受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。							1) 水理・水文資料の収集・整理	受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。
2	2	11	2219	2	(6)	2) 地域地区区分の設定	受注者は、上記1) で設定した3地域を、さらに治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。	2	2	11	2219	2	(6)	2) 地域地区区分の設定	受注者は、上記1) で設定した3地域を、更に治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加	2	2	11	2219	2	(12)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	12	2220	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	2	12	2220	2	(1)	計画準備	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	2	12	2220	2	(2)	資料収集整理		2	2	12	2220	2	(2)	資料収集・整理	
2	2	12	2220	2	(2)	2) 水位・流量資料収集整理検討	受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。	2	2	12	2220	2	(2)	2) 水位・流量資料収集・整理	受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。
2	2	12	2220	2	(2)	3) 雨量資料収集整理	受注者は、選定した資料収集洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。	2	2	12	2220	2	(2)	3) 雨量資料収集・整理	受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。
2	2	12	2220	2	(3)	12) フィードバックシステムの検討	受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。	2	2	12	2220	2	(3)	12) フィードバックシステムの検討	受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成22年5月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。
							新規追加	2	2	12	2220	2	(7)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2	2	13	2221			成果品	受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116条成果品の提出に従い、納品するものとする。なお、提出部数については特記仕様書によるものとする。 1. 本報告書 2. 概要版 3. 付属資料とりまとめ（計算結果、収集資料等）	2	2	13	2221			成果品	受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。なお、提出部数については特記仕様書によるものとする。 1. 本報告書 2. 概要版 3. 付属資料とりまとめ（計算結果、収集資料等）
								2	3					河川構造物設計	

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	1	2301			河川構造物設計の種類	河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。 (1) 護岸設計 (2) 樋門設計 (3) 床止め設計 (4) 堰設計 (5) 水門設計 (6) 排水機場設計	2	3	1	2301			河川構造物設計の種類	河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。 (1) 築堤設計 (2) 護岸設計 (3) 樋門設計 (4) 床止め設計 (5) 堰設計 (6) 水門設計 (7) 排水機場設計
							新規追加	2	3	2				築堤設計	築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。
							新規追加	2	3	2	2302			築堤設計区分	築堤設計は、以下の区分により行うものとする。 (1) 予備設計 (2) 詳細設計
							新規追加	2	3	2	2303			築堤予備設計	
							新規追加	2	3	2	2303	1		業務目的	築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。
							新規追加	2	3	2	2303	2		業務内容	堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準拠することとする。
							新規追加	2	3	2	2303	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	3	2	2303	2	(2)	現地踏査	受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(3)	基本事項の検討	
						新規追加	2	3	2	2303	2	(3)	1) 基礎検討	受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。 ① 法線形 ② 基本断面形状（天端高、天端幅、法勾配、小段等） ③ 環境
						新規追加	2	3	2	2303	2	(3)	2) 法覆工の検討	受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(3)	3) 関連構造物の検討	受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物）、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(4)	図面作成	受注者は、下記の図面を作成するものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(4)	1) 平面図 (1/500～ 1/1,000)	上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	3	2	2303	2	(4)	2) 縦断図 (1/500～ 1/1,000)	平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(4)	3) 標準横断図	基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断図を作成するものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(4)	4) 小規模構造物	小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(5)	施工計画案の検討	受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(5)	1) 施工方法の検討	基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画案（施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等）を立てるものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(5)	2) 仮設計画の検討	受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計画を立てるものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(5)	3) 全体施工計画の検討	受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の検討を行うものとする。
						新規追加	2	3	2	2303	2	(6)	概算工事費	受注者は、標準横断図を基に第1211条設計業務の成果第5項に基づき、概算工事費を算定するものとする。 なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加	2	3	2	2303	2	(7)	考察	受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。
							新規追加	2	3	2	2303	2	(8)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
							新規追加	2	3	2	2303	2	(9)	パース作成	受注者は、代表断面について着色パース（A3版）を1枚作成するものとする。
							新規追加	2	3	2	2303	2	(10)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	3	2	2304	2	(3)	基本事項の決定	受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(3)	1) 法線等の見直し検討	精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(3)	2) 施設配置計画	坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(3)	3) 構造物との取付け検討	大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(4)	構造設計	
						新規追加	2	3	2	2304	2	(4)	1) 堤防設計	受注者は、決定された堤防断面に対して、余盛り形状等を決定し、標準断面図等の構造一般図を作成するものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(4)	2) 法覆工設計	護岸工が必要な箇所は、第2307条護岸詳細設計第2項(4)に準ずるものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(4)	3) 付帯施設設計	受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の一般構造図を作成するものとする。
						新規追加	2	3	2	2304	2	(5)	施工計画	

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加	2	3	2	2304	2	(5)	1) 施工計画	受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。 ① 施工条件 ② 施工方法 ③ 土工計画 ④ 工程計画 ⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合） ⑥ 工事機械、仮設備とその配置 ⑦ 環境保全対策 ⑧ 安全対策
							新規追加	2	3	2	2304	2	(5)	2) 仮設計画	受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。
							新規追加	2	3	2	2304	2	(6)	図面作成	受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び付帯施設構造図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。
							新規追加	2	3	2	2304	2	(7)	数量計算	受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文	
2	3	2	2303	2	(2)	現地踏査	受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。	2	3	3	2306	2	(2)	現地踏査	受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。 なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。
2	3	2	2303	2	(3)	1) 基礎検討	受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。 ① 法線形（3案） ② 護岸の根入れ（洗掘深の検討） ③ 環境	2	3		2306	2	(3)	1) 基礎検討	受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。 ① 法線形（3案程度） ② 護岸の根入れ（洗掘深の検討） ③ 環境
2	3	2	2303	2	(3)	2) 法覆工法検討	受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案提案して各々について検討を行うものとする。	2	3	3	2306	2	(3)	2) 法覆工法検討	受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について3案程度提案して各々について検討を行うものとする。
2	3	2	2303	2	(3)	5) 環境護岸検討	受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案提案して各々について検討を行うものとする。	2	3	3	2306	2	(3)	5) 環境護岸検討	受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案して各々について検討を行うものとする。
2	3	2	2303	2	(4)	2) 基本ケースの選定	受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケースを選定する。	2	3	3	2306	2	(4)	2) 基本ケースの選定	受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	2	2303	2	(5)	図面作成	受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（6ケース）を作成するものとする。	2	3	3	2306	2	(5)	図面作成	受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（4）で選定したケースを作成するものとする。
2	3	2	2303	2	(5)	2) 縦断図	平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として6ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。	2	3	3	2306	2	(5)	2) 縦断図	平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。 なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。
2	3	2	2303	2	(6)	1) 施工方法の検討	基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案立てるものとする。	2	3	3	2306	2	(6)	1) 施工方法の検討	基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案程度立てるものとする。
2	3	2	2303	2	(6)	2) 仮設計画の検討	受注者は、施工方法の検討で立案された3案について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。	2	3	3	2306	2	(6)	2) 仮設計画の検討	受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。
2	3	2	2303	2	(6)	3) 全体施工計画の比較検討	受注者は、上記の検討を踏まえ、基本6ケースのうち、施工方針の異なる代表3案を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。	2	3	3	2306	2	(6)	3) 全体施工計画の比較検討	受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。
2	3	2	2303	2	(8)	総合評価	受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。	2	3	3	2306	2	(8)	総合評価	受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	2	2303	2	(10)	照査	照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。	2	3	3	2306	2	(10)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。
2	3	2	2304	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	3	2307	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	2	2304	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。	2	3	3	2307	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。
2	3	2	2304	2	(3)	基本事項の決定	受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。	2	3	3	2307	2	(3)	基本事項の決定	受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。
2	3	2	2304	2	(4)	1) ② 安定計算	受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。	2	3	3	2307	2	(4)	1) ② 安定計算	受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	2	2304	2	(4)	2) ② 現況護岸の安定計算	受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面の安定計算を行うものとする。	2	3	3	2307	2	(4)	2) ② 現況護岸の安定計算	受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記①の定数を用いて代表3断面 程度 の安定計算を行うものとする。
2	3	2	2304	2	(7)	図面作成	受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工食用道路設計図、仮縮切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。	2	3	3	2307	2	(7)	図面作成	受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工食用道路設計図、仮縮切設計図等を作成するものとする。 なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成する。
2	3	2	2304	2	(9)	照査	照査技術者 は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、 業務主任技術者に提出 するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に建造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。	2	3	3	2307	2	(9)	照査	受注者 は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づく ほか 、下記に示す事項を標準として照査を 実施 するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に建造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3						新規追加	2	3	4	2309	2		業務内容	樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。
2	3	3	2306	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	4	2309	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	3	2306	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。	2	3	4	2309	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。
2	3	3	2306	2	(9)	照査	照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。	2	3	4	2309	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加	2	3	4	2310	2		業務内容	樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）について、別途設計図書に示される業務内容とする。
2	3	3	2307	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	4	2310	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	3	2307	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。	2	3	4	2310	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。
2	3	3	2307	2	(5)	5) ゲート工及び操作室の設計	受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。	2	3	4	2310	2	(5)	5) ゲート工及び操作室の設計	受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。
2	3	3	2307	2	(5)	5) ② ゲート開閉機設備	開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。	2	3	4	2310	2	(5)	5) ② ゲート開閉機設備	開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。
							新規追加	2	3	4	2310	2	(5)	5) ④ 管理橋	管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。
2	3	3	2307	2	(7)	施工計画（地盤処理工、置換基礎）	受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。	2	3	4	2310	2	(7)	施工計画（地盤処理工、置換基礎）	受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督職員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。
2	3	3	2307	2	(10)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	4	2310	2	(10)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	3	2307	2	(11)	照査	照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。	2	3	4	2310	2	(11)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。
2	3	4	2309	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	4	2312	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	4	2309	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	2	3	4	2312	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。
2	3	4	2309	2	(6)	施工計画検討	受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。	2	3	4	2312	2	(6)	施工計画検討	受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。
2	3	4	2309	2	(10)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	2	3	4	2312	2	(10)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文	
2	3	4	2309	2	(11)	照査	照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。	2	3	4	2312	2	(11)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。
2	3	4	2310	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	4	2313	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	4	2310	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。	2	3	4	2313	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。
2	3	4	2310	2	(6)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項（6）に準ずるものとする。	2	3	4	2313	2	(6)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項（6）に準ずるものとする。
2	3	4	2310	2	(7)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	4	2313	2	(7)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項（8）に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	4	2310	2	(10)	照査	<p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>	2	3	4	2313	2	(10)	照査	<p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>
2	3	5	2312	2	(1)	設計計画	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	2	3	5	2315	2	(1)	設計計画	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
2	3	5	2312	2	(2)	現地踏査	<p>受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p>	2	3	5	2315	2	(2)	現地踏査	<p>受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p>
2	3	5	2312	2	(6)	施工計画検討	<p>受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p>	2	3	5	2315	2	(6)	施工計画検討	<p>受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p>
2	3	5	2312	2	(8)	パース作成	<p>受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p>	2	3	5	2315	2	(8)	パース作成	<p>受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p>

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	5	2312	2	(9)	照査	照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。	2	3	5	2315	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。
2	3	5	2313	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	5	2316	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	5	2313	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。	2	3	5	2316	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。
2	3	5	2313	2	(6)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。	2	3	5	2316	2	(6)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。
2	3	5	2313	2	(7)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。	2	3	5	2316	2	(7)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。
2	3	5	2313	2	(9)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。	2	3	5	2316	2	(9)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	5	2313	2	(10)	照査	<p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>	2	3	5	2316	2	(10)	照査	<p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>
2	3	6	2315	2	(1)	設計計画	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	2	3	7	2318	2	(1)	設計計画	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
2	3	6	2315	2	(2)	現地踏査	<p>受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p>	2	3	7	2318	2	(2)	現地踏査	<p>受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p>
2	3	6	2315	2	(6)	施工計画検討	<p>受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p>	2	3	7	2318	2	(6)	施工計画検討	<p>受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p>
2	3	6	2315	2	(8)	パース作成	<p>受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p>	2	3	7	2318	2	(8)	パース作成	<p>受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p>

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	6	2315	2	(9)	照査	照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。	2	3	7	2318	2	(9)	照査	受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。
2	3	6	2316	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	7	2319	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	6	2316	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。	2	3	7	2319	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。
2	3	6	2316	2	(6)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項（6）に準ずるものとする。	2	3	7	2319	2	(6)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項（6）に準ずるものとする。
2	3	6	2316	2	(7)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	7	2319	2	(7)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項（8）に準ずるものとする。
2	3	6	2316	2	(9)	パース作成	受注者は、について、第2306条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	7	2319	2	(9)	パース作成	受注者は、について、第2309条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	6	2316	2	(10)	照査	<p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>	2	3	7	2319	2	(10)	照査	<p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>
							新規追加	2	3	8	2321	2		業務内容	<p>排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</p>
2	3	7	2318	2	(1)	設計計画	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	2	3	8	2321	2	(1)	設計計画	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
2	3	7	2318	2	(2)	現地踏査	<p>受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。</p>	2	3	8	2321	2	(2)	現地踏査	<p>受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。</p>
2	3	7	2318	2	(8)	施工計画検討	<p>受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項（6）に準ずるものとする。</p>	2	3	8	2321	2	(8)	施工計画検討	<p>受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項（6）に準ずるものとする。</p>

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	7	2318	2	(10)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	8	2321	2	(10)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。
2	3	7	2318	2	(11)	照査	<p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p>	2	3	8	2321	2	(11)	照査	<p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。</p>
							新規追加	2	3	8	2322	2		業務内容	排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。
2	3	7	2319	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。	2	3	8	2322	2	(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
2	3	7	2319	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。	2	3	8	2322	2	(2)	現地踏査	受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項（2）に準ずるものとする。
2	3	7	2319	2	(9)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項（6）に準ずるものとする。	2	3	8	2322	2	(9)	施工計画	受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項（6）に準ずるものとする。
2	3	7	2319	2	(10)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	8	2322	2	(10)	仮設構造物設計	受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項（8）に準ずるものとする。

現行条文（平成21年度）						新条文（令和2(2020)年度）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
2	3	7	2319	2	(12)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。	2	3	8	2322	2	(12)	パース作成	受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項（8）に準ずるものとする。
2	3	7	2319	2	(13)	照査	<p>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>	2	3	8	2322	2	(13)	照査	<p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</p>
2	3	8	2320			成果品	受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果品を作成し、第1116条成果品の提出に従い、納品するものとする。なお、提出部数については特記仕様書によるものとする。	2	3	9	2323			成果品	受注者は、表2.3.1、表2.3.2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。なお、提出部数については特記仕様書によるものとする。
							新規追加	2	4					水文観測業務	
							新規追加	2	4	1				総則	
							新規追加	2	4	1	2401			水文観測業務の種類	水文観測業務は「水文観測所保守点検」、「流量観測」、「水位流量曲線作成」及び「水文資料整理」をいう。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2（2020）年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	4	2	2405		(4)	臨時点検	観測所に対して、監督職員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容については、監督職員との協議による。
						新規追加	2	4	2	2405		(5)	データ等の回収	点検の際に自記紙、電子ロガーデータを回収する。自記紙の回収の際には現地にて記録に欠測や不審な点がないか点検を行う。
						新規追加	2	4	2	2405		(6)	消耗品の交換	点検の際に必要なに応じて消耗品（自記紙、ペン及び電池等）を交換する。
						新規追加	2	4	2	2405		(7)	観測所の整備	点検時において不良箇所が見つかった場合、その都度修繕等必要な作業を行う。ただし、軽微でない整備の必要が生じた場合には、速やかに監督職員に報告する。 軽微な整備項目については、第2406条に記載の通りとする。
						新規追加	2	4	2	2405		(8)	点検報告書の作成・提出	点検終了後、直ちに点検結果及び自記紙等の点検報告書を監督職員に提出すること。点検報告書には、点検結果（写真、野帳）の整理、障害のあった観測所と障害内容も整理すること。
						新規追加	2	4	2	2405		(9)	観測所台帳の更新	観測所の現況を常に正確に把握出来る写真に更新する。観測機器等が更新された場合、更新年月、型式、機器費用等の情報を収集し、水文観測業務規程細則に基づく観測所台帳に反映する。観測機器等について、過去の更新履歴が削除されないよう留意する。更新記録を記入する欄が不足する場合は新しい様式を台帳に追加して使用する。
						新規追加	2	4	2	2406			観測所整備	観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。
						新規追加	2	4	2	2406	1		観測所整備	軽微な作業は、以下に示すものをいう。
						新規追加	2	4	2	2406	1	(1)	雨量観測所	イ 受水器や濾水器に貯まったゴミや落葉、生物等の除去。 ロ 転倒ます軸受部に付着したゴミや転倒ます底部に貯まったゴミや砂の除去。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	4	2	2406	1	(2)	水位観測所	イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃。
						新規追加	2	4	2	2406	1	(3)	地下水位計	イ 地下水位計に付着したゴミ等の除去。 ロ 観測孔周辺の人力による清掃。
						新規追加	2	4	2	2406	1	(4)	その他観測機器	イ その他観測機器周辺の人力による清掃。
						新規追加	2	4	2	2406	2		観測所整備	1. に示した項目についても現地状況の調査の結果、軽微な作業でないと判断される場合には、監督職員と協議する。
						新規追加	2	4	2	2407			水文観測所保守点検の成果品	受注者は、以下に記載した成果品の他、特記仕様書に記載されている成果品について報告書としてとりまとめて提出する。 (1) 保守点検報告書（点検記録及び現地写真含む） (2) 自記紙等の観測成果 (3) 観測所台帳
						新規追加	2	4	3				流量観測	
						新規追加	2	4	3	2408			流量観測の目的	水文観測業務規程に基づき、定期及び臨時に河川流量の観測を実施する事を目的とする。
						新規追加	2	4	3	2409			作業確認	1. 受注者は、流量観測作業実施日について、作業着手前に監督職員に承諾を得なければならない。 2. 監督職員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認するものとする。その際には、受注者は監督職員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。 3. 受注者は、監督職員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出しなければならない。
						新規追加	2	4	3	2410			観測班の編成	河川の条件に応じ、水文観測業務規程に定める河川の流量の観測が確実かつ安全に実施できる観測班を編成しなければならない。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）							
編	章	節	条	項	項以下	章節条	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
						新規追加	2	4	3	2411			流量観測所整備	流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。 1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。 イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃 2. 1. についても現地状況の調査の結果、作業内容が軽微でないと判断される場合には、監督職員と協議の上実施するものとする。
						新規追加	2	4	3	2412			流速計の検定	1. 受注者は観測に使用する流速計の検定等については、『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。 2. 必要な精度の確保が確認できた流速範囲外での計測を行ってはならない。
						新規追加	2	4	3	2413			現地調査	流量観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。
						新規追加	2	4	3	2414			低水流量観測の方法	1. 低水流量観測は可搬式流速計により行うものとする。 2. 低水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。
						新規追加	2	4	3	2415			低水流量観測の成果品	受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。 (1) 流量観測野帳 (2) 観測流量表 (3) 精度管理図
						新規追加	2	4	3	2416			高水流量観測の方法	1. 高水流量観測は浮子測法により行うものとする。 2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

現行条文（平成21年度）							新条文（令和2(2020)年度）								
編	章	節	条	項	項以下	章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条	新条文
							新規追加								4. 受注者は、第2項（1）～（5）を監督職員より受けた時刻、第3項（1）～（4）を監督職員へ送った時刻は全て記録し、流量観測終了後速やかに監督職員へ報告する。
							新規追加	2	4	3	2418			高水流量観測の成果品	受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。 （1）流量観測野帳 （2）横断（深浅）測量野帳 （3）観測流量表 （4）流量計算資料 （5）精度管理図
							新規追加	2	4	3	2419			ADCP（超音波流速計）による流量観測の方法	ADCP（超音波流速計）による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。
							新規追加	2	4	3	2420			ADCP（超音波流速計）による流量観測成果品	受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載された成果品について報告書としてとりまとめて提出する。 （1）流量観測野帳 （2）観測流量表 （3）断面内流速分布図 （4）航跡図 （5）ADCP（超音波流速計）生データ
							新規追加	2	4	3	2421			電波式流速計による流量観測の方法	電波式流速計による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

